ドラフトチャンバー定期自主検査 ドラフトチャンバー定期自主検査 ドラフトチャンバー及び乾式、運式スクラバーの自主検査について 「会社」 オリエンタル技研工業株式会社

概要説明

- ドラフトチャンバーについて
- なぜドラフトチャンバー、スクラバーが必要なのか
- 局所排気装置とは
- 使用にあたって
- 定期検査

ドラフトチャンバーについて

■ ドラフトチャンパーの種類

標準タイプ



一般的なドラフトチャンバーです。

給気機能がないため部屋の大きさと設置台数によっては、給気と排気のバランスが崩れ、性能を正しく発揮できなくなる恐れがあります。設置の際には十分な給気を確保することが必要となります。

常に定量を全排気しますので空調された空気のロスが大きくなります。

■ ドラフトチャンパーの種類2

エアカーテンタイプ



排気される空気の一部を外気によって 補うタイプです。

排気される空気の70%を外気によって補っているため、空調された 室内の空気のロスを抑えられます。

空調されていない外気を取り込む ため、カーテンエアーの温度は一 定ではありません。結露を引き起 こす原因にもなり得ます。

■ ドラフトチャンパーの種類3

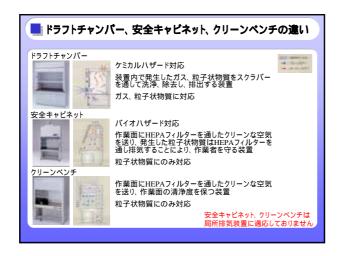
VAVタイプ



排気量をサッシの開閉で制御する タイプです。

排気される空気の量をサッシの開閉に従い制御するので、開口を狭くすることにより、空調された空気の口スを低く抑えられます。

前面風速を常に一定に保てるので 安全性でも優れています。



なぜドラフトチャンバー、スクラバーが必要なのか

有毒、有害なものを扱う時には

労働安全衛生法第二十二条

事業者は、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 を講じなければならない、と定められています。

ドラフトチャンバーなどの局所排気装置の設置により、危険・健康 障害を防ぐことが必要となります。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第六十八条

規制基準を超えるばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、騒音、振動 又は悪臭の発生をさせてはならない、と定められています。

スクラバーを設置し、発生した有毒ガス等を浄化し排出すること が必要となります。

■局所排気装置の設置を義務付ける法令

特定化学物質等障害予防規則第三,四,五条および 有機溶剤中毒予防規則 第五条において特定化学 物質(参考資料)、有機溶剤(参考資料)を取り 扱う場合には局所排気装置等の設置が義務付けら れています。

(特定化学物質、有機溶剤の定義は労働安全衛生法施行令で定められています。特定化学物質、有機溶剤については参考資料に記載します)

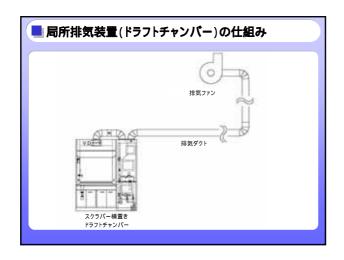
■ 有毒ガスの処理を義務付ける法令

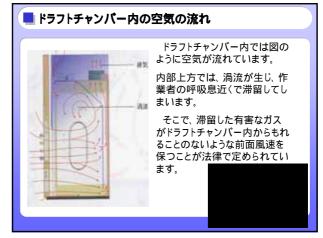
東京都の条例におきまして、物質の種類ごと、 排出施設の種類・規模ごとに排出基準が定め られており、基準値(参考資料)を上回る場 合には、スクラバー等のガス洗浄装置の設置 が義務付けられています

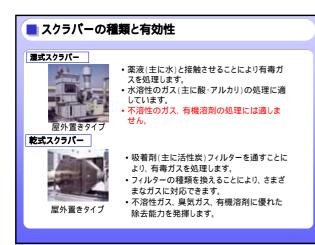
地域により、基準値が異なる薬品もあります

近年では、都市における大学・研究所等では基準値に関わら ず局所排気装置設置の際には、排ガス処理装置を設置する 傾向が見られます。 Ex.産業技術研究所、東京都水道局、都立衛生研究所、日本医科大学 等

局所排気装置とは



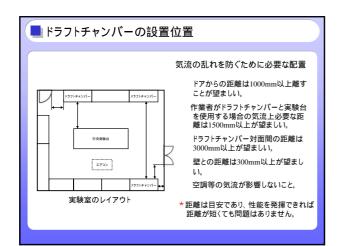


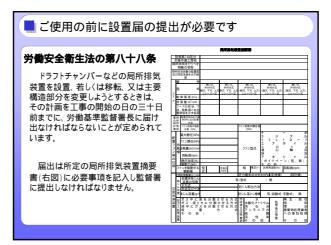


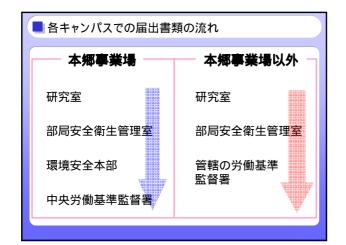


■ 使用薬品と排気ダクト材質の対応 塩化ビニル製ダクト 酸・アルカリ性ガスに適しています。 耐熱温度50~70、変形温度55~75 アルコール、脂肪族炭化水素に不溶 ケトン、エステルに可溶 芳香族溶剤で膨潤する ステンレス製ダクト 有機系のガスに適しています。 塩素イオン存在下での応力腐食割れに特に注意が必要 異金属と接触すると電解腐食を生じるので、異物、汚れ等に注意が必要

ご使用にあたって













■ ドラフトチャンバー取扱上の注意2

・前面風速を維持できなくなりますので、サッシは所定の位置で使用してください。 作業を行っていない時はサッシを閉めてください。

サッシの所定の位置が分らない場合は 前面風速を測定し、規定の前面風速が出る 位置に設定してください。またその位置に サッシストッパー等をお付けください。



- ・乱流を起こすことがあります。開閉はゆっくり行ってください。
- ・作業後すぐにファンを止めるとガスが排気しきれないことがあります。

定期検査

■ 作業環境測定

労働安全衛生法 第六十五条

有害な業務を行う屋内作業場、その他の作業場では、 作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなけれ ばならないことが定められています。

作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければなりません。

有機溶剤中毒予防規則 第二十八条 特定化学物質障害予防規則 第三十六条

有機溶剤、特定化学物質を扱う作業を行う屋内作業場について、六月以内ごとに一回、 定期に、その濃度を測定し、記録しなければならないことが定められています。

🔲 定期自主検査に関わる法規

労働安全衛生法第四十五条 特定化学物質等障害予防規則第三十条 有機溶剤中毒予防規則第二十条

事業者は、局所排気装置について、1年以内ごとに1回、定期的に、装置の種類に応じた自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない装置の使用しない期間においては、この限りではない。

■ 自主検査表

ドラフトチャンバー、排じん・排ガス処理装置年次自主検査表をご用意していただいております。下の表に基づき検査を行ってください。異常が見つかった場合には、メーカーにご相談ください。

また、検査表は3年間保存する事が義務付けられています



100110011

The second secon

■ 自主検査表様式

点検表のフォーマット場所

東京大学環境安全本部HP

資料

樣式集(官公庁等)

ダイレクト入力アドレス

 $\underline{http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/gakunai/office/anzeneisei/yousiki3.html}$





